

土佐清水市新規就農研修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金等交付規則（平成22年土佐清水市規則第11号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、土佐清水市新規就農研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 市長は、市の実施する新規就農研修事業（以下「研修事業」という。）において、新規就農希望者に対する就農前の実践研修を促進することにより、新規就農者の確保・育成を図り、新規就農者の定着及び農業振興に寄与することを目的とし、研修生及び研修受入農家等（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(研修事業の内容等)

第3条 前条に規定する研修事業は、市が研修受入農家等に依頼し、研修生に対して行う農業技術の実地研修及び経営管理研修をいう。

2 補助金の対象となる研修の期間は、研修生1名につき概ね1年以上2年以内とし、1月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始や天候・事故等のやむを得ない事由が生じた場合はこの限りでない。

3 2年を超える研修を行うことを妨げない。ただし、継続研修の期間は原則として2年以内とし、継続研修期間については、補助対象としない。

4 前項の規定により研修を継続する場合は、研修生は、市長に継続研修を開始した日の翌日から起算して30日以内に継続研修届(様式第1号)を提出しなければならない。

5 本事業では、農業生産に必要な能力を身につけさせる研修を対象とし、加工・販売・営業等が中心の研修は対象としない。

(補助の要件及び金額)

第4条 補助対象者の要件、補助対象経費及び補助金額等は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを補助事業者としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(計画の承認)

第5条 研修を受けようとする者は、新規就農研修計画書(様式第2号)を市長に提出のうえ、計画の承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する計画書の提出を受けたときは、担い手育成総合支援協議会等(以下「協議会等」という。)と協議のうえ、計画の承認及び研修の可否について決定し、審査結果通知書(様式第3号)により研修希望者に通知するものとする。

(研修の依頼)

第6条 市長は、協議会等と協議のうえ選定した研修受入農家等に対して、研修依頼書(様式第4号)により、必要な研修を依頼するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第5-1号又は様式第5-2号)により、市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請をしようとする補助対象者は、市税等の納付状況調査のための同意書(別紙1)を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は前条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(研修の報告)

第10条 補助対象者は、新規就農研修報告書(様式第6-1号又は様式第6-2号)を研修月ごとに作成し、関係書類を添えて市長に研修の状況等を報告するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第7号)により、市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 本事業の補助金請求の様式は、様式第8-1号又は様式第8-2号とする。
2 請求は月ごとに行えるものとし、市長は、請求書が提出された場合、研修の状況等を確認し問題がなければ補助金の交付を行うものとする。

(交付決定前の着手)

第13条 当該年度において交付決定前に研修事業に着手する必要がある場合は、補助対象者は交付決定前着手届(様式第9号)を市長に提出する。

(補助事業の変更)

第14条 補助対象者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更をしようとするときは、事前に市長と協議の上、別記第10号様式による補助金変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止

(2) 研修生の研修の中止

(3) 研修受入機関等の変更

(4) 研修生の研修期間の変更

(5) 補助金の30パーセントを超える減額

(6) 研修生が国の青年就農給付金の対象から除外された場合の支援内容の変更

2 市長は、前項に規定する補助金変更承認申請書の提出を受けたときは、協議会等と協議のうえ、その内容の可否について決定し、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項及び第2項の規定による協議の際に、補助対象者に対し、必要な調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修生に対して補助金の交付の決定を変更若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。ただし、同条第3号、第4号及び第5号については、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 研修生として、不相当であると認められるとき
- (2) 研修修了後、農業に就業しようとする意志が認められないとき。
- (3) 研修受入農家等が、研修生が就農に必要な技能を取得することができないと判断し、研修を中止したとき。
- (4) 研修生が、研修終了後1年以内に、独立・自営就農の経営開始又は農業法人等との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかったとき。
- (5) 研修生が、本事業の研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上の就農を継続しなかったとき。
- (6) 補助事業者が、この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (7) 補助事業者が、虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (8) 補助事業者が、補助金の交付の条件に違反したとき。
- (9) 補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(グリーン購入)

第16条 補助対象者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助対象者に関して、土佐清水市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第18条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

区分	要件	補助対象経費	補助金額	補助対象期間
<p>研修生</p>	<p>次の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者、若しくは研修期間中に於いて土佐清水市に住居登録のうえ市内に住居し自立農家として定住しようとする者</p> <p>(2) 補助事業による研修が終了するまでに市内において、就農計画の認定を受け認定新規就農者になること。</p> <p>(3) 研修終了後1年以内に、自立して就農(親元で就農する場合も含む。)又は農業法人等で雇用により就農する新規就農希望者で農業を開始していないこと。</p> <p>(4) 研修終了後、親元で就農する場合は、対象研修生の経常収支を対象研修生自ら帳簿等で管理すること。また研修生名義で出荷・取引することに努めること。</p> <p>(5) 研修開始年度の4月1日現在において15歳以上50歳未満であること。</p> <p>(6) 研修期間中、他に就業しないこと。</p> <p>2. 研修受入機関等での研修に加え次の内容を含んでいること。</p> <p>(1) 外部研修：研修期間中月1回程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA等主催の現地検討会や現地巡回指導、農業振興センター等主催の基礎講座など <p>(2) 高度化研修：年1回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外や地区外での先進地視察研修や講習会など <p>3. 研修後に、同じ経営体で就業しようとする複数の方が研修する場合は、原則1人のみを本事業の対象研修生とする。</p> <p>4. 市税、県税等を滞納していない者であること。</p>	<p>農業研修に要する図書教材費、研修視察費、地域農業者との交流会費、農業資材費及び研修期間中の生活費等で、市長が適当と認める経費</p>	<p>1 月額15万円以内</p> <p>2 国が定める新規就農総合支援実施要綱に基づき研修生に青年就農給付金(準備型)が給付される場合は、当該年度中の研修期間に対して給付する青年就農給付金(準備型)月額12万5千円を差し引いた金額以内とする。</p> <p>3 第3条第2項ただし書きに該当する場合を除き、研修日数が20日に満たない場合は、補助月額を20で除した数に、研修日数を乗じた額とする。</p>	<p>研修生1名につき概ね1年以上2年以内</p>

<p>次のいずれかに該当するものとする。ただし、研修受入農家等が対象研修生の三親等以内（受入先が法人の場合は、法人の代表者の三親等以内）の者である場合は、補助事業の対象としない。</p> <p>(1) 指導農業者又は指導農業者が経営する農業法人 (2) 高知県立農業担い手育成センター (3) 市、市農業公社、JA 等が出資又は運営（委託を含む）する研修施設及び研修機能を持った JA 出資型法人 (4) 地域担い手育成総合支援協議会が認める一定の要件を満たした集落営農組織。</p> <p>なお一定の要件とは、規約及び代表者の定めがあり、農産物の協同販売経理を行い会計が一本化されているとともに、集落営農組織内に営農経験 5 年以上の専業農家がいることとする。</p> <p>(5) 第 1 号から第 4 号までのいずれかにも該当しない場合は、地域担い手育成総合支援協議会が認める営農経験 5 年以上の農家等 (6) 第 1 号及び前号に該当する者が所属する JA 生産部会 (7) 第 1 号及び第 5 号に該当する者が構成員となっている集落営農法人</p> <p>2 研修生の受入人数は、原則 1 人とする。ただし、市、市農業公社、JA が出資又は運営（委託を含む。）する研修施設並びに研修機能を持った JA 出資型法人で受入を行う場合及びやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 市税、県税等を滞納していない者であること。</p>	<p>研修生の受入にかかる経費</p>	<p>受入研修生 1 人あたり月額 5 万円。ただし、研修受入農家等が、市、農業公社、JA が出資又は運営（委託を含む。）する研修施設及び研修機能を持った JA 出資型法人以外の場合は、複数の研修生を受入しても 1 人分の月額 5 万円を上限とする。</p>
--	---------------------	---

研修受入農家等